

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市共同利用施設託麻東部会館
- 2 指定管理者 熊本市東区戸島町 8 5 3 番地 4
熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会
会長 徳永 則昭
- 3 指 定期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(提出理由)

熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。